

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会の組織
及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱（以下「対策要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会（以下「認定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 認定委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 対策要綱第3条第1項に規定する青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金（以下「給付金」という。）の支給基準の策定に関すること。
- (2) 対策要綱第3条第1項に規定する経済的被害の有無の認定に関すること。
- (3) 納付金の支給額の算定に関すること。
- (4) その他対策要綱の施行に関すること。

(会長)

第3条 認定委員会に会長を置き、青森県副知事の職にある者を充てる。

- 2 会長は会務を総理し、認定委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、開催の日時及び場所並びに会議に付する案件を、委員に通知しなければならない。

- 3 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の出席)

第5条 関係団体の役職員である委員は、会議に出席することができないときは、当該関係団体において当該委員を代理する者を、代理人として出席させることができる。

- 2 前項の規定により会議に出席した代理人は、前条第4項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 3 第1項の規定により出席した代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席者数（前条に規定する代理人がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 認定委員会は、必要に応じ、専門的知識を有する者若しくは関係者に意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(認定委員会の庶務)

第9条 認定委員会の庶務は、県境再生対策室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、認定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月11日から施行する。